

「日米安保」体制から日米平和友好体制へ

— 仏教経済思想に立つて —

安 原 和 雄

私は五年前、「古稀を境に過激に生きる」と題する一文（ブログ「安原和雄の仏教経済塾」に○五年十一月二一日付掲載）を書いた。その大要は次の通りである。

古稀（七〇歳）を迎えて、できるだけ過激に生きることを心構えとしたい。そう考えたのは、ザ・ボディショップ創業者のアニータ・ロディックさんの座右の銘「老いてますます過激になる」（『朝日新聞』○五年一月一九日付）を目にしたのがきっかけである。ザ・ボディショップは日本も含めて五三方国に店舗があり、世界的に知られる天然化粧品企業である。その経営方針は利益第一主義を排し、動物実験反対、環境保護、人権擁護、従業員の個性尊重であり、創業者の彼女自身が社会活動家でもある。私はこの経営方針に以前から注目し、足利工業大学教員時代に経済学講義で企業の社会的責任というテーマで何度も取り上げた。

日本の明治・大正時代の財界指導者、渋沢栄一は自ら「論語・算盤」説、つまり企業にとって利益追求よりも企業活動の成果の社会還元こそ重要だという経営方針を実践したことで知られる。ロディックさんは、「おんな渋沢栄一」という印象がある。

過激に生きるとは、どういう生き方なのか。歴史上の人物として例えば幕末の長州藩志士、高杉晋作をあげたい。高杉は二九歳という短い生涯だったが、その辞世の句は「おもしろきこともなき世をおもしろく」である。ここには混乱、激動、変革の幕末期を精一杯「おもしろく」生き抜いたという心情がよく表れている。

この句をおもしろいと思うのは「楽しく」といわずに「おもしろく」という表現を使ったことである。楽しくとおもしろくはどう違うのか。「楽しく」は安全地帯に身を置いた保守、受身、消費を連想させる。すでに出来上がっているものを楽しむという発想である。一方、「おもしろく」は危険をも辞さない自由、挑戦、創造のイメージがある。そこにはロマン、志、さらにまだ出来上がっていないものを新たにつくっていく未来志向をうかがわせる。

高杉が幕藩体制という既存の秩序をたたき壊すことに挑戦し、新しい日本を創造するために生きたことは、たしかにおもしろい人生であり、「わが人生に悔いなし」と思ったに違いない。これが過激に生きた人物の一例である。

今日の二一世紀に日本人の一人として過激に生きるとはなにを意味するのか。あえて一つだけ挙げれば、日米安保体制の呪縛から自らを解放することである。いいかえれば米国離れを促進させることである。これは反米を意味しない。真の意味での日米平和友好関係を新たにづくっていくことを意味する。もし高杉晋作が今健在であれば、こういう風に構想するのではないかと想像する。

端的にいえば、日米安保体制はいまや「諸悪の根源」であり、「百害あって一利なし」である。なぜそういえるのか。

* 日米安保条約は日本の自衛力増強を明記しており、平和憲法の誇るべき理念（非武装の九条など）と矛盾している。

* 安保条約によって日本列島に巨大な在日米軍基地網がつくられており、こうして日本列島が米国の大義なき戦争を自動的に支援する不沈空母としての機能を果たしている。

* 日米安保体制を背景に日本は在日米軍基地を許容することによって、米国の海外での大量殺戮に手を貸してきた。

以上は日米安保体制の一端を描いたにすぎない。しかし八つのキーワード—いのち、非暴力（＝平和）、知足、共生、簡素、利他、多様性、持続性—を尊ぶ仏教経済思想の立場からはとても容認できるものではない。過激の英訳 radical は根源という意味だから、過激に生きることは、呪縛、固定観念、常識にとられず、自由な境地になって根源を問い直しながら生きようと精進を重ねることである。それほど大仰なことではない。これは私なりの「二十一世紀版ご奉公」のつもりである。もちろん米国の国家権力とそれに追隨する者たちへの奉公ではない。いのちを慈しみ、暴力や貪欲を排し、さらに共生、簡素な暮らし・経済、利他的行動、多様性、持続性を心から願っている人々へのご奉公である。

さて以上の趣旨の一文を書いてから五年の歳月が過ぎて、目下の私は後期高齢者（七五歳から）の仲間入りと相成ったが、それなりに過激でありたいという思いは依然消えない。むしろその思いは強まりつつある。その一念は「日米安保」体制から日米平和友好体制への歴史的転換の実現である。

以下の順序で考える。

- 一 世界に期待高まる日本国憲法九条
- 二 二二世紀は「いのちの安全保障」の時代
- 三 いのちの安全保障と仏教経済思想
- 四 「日米安保」から日米平和友好体制へ歴史的転換を

一 世界に期待高まる日本国憲法九条

憲法九条の世界的意義は世界のさまざまな人びとによって高く評価されている。日本人の多くが考えている以上に憲法九条堅持とその理念の積極的活用に対する海外の期待は大きい。以下に初めて開かれた市民中心の九条世界会議の盛会ぶりを紹介する

* 盛会だった九条世界会議（二〇〇八年五月）

九条世界会議の主会場の千葉・幕張メッセには、延べ二万人、ほかに広島一〇〇人、仙台二五〇〇人、大阪八〇〇〇人、計約一万二〇〇〇人が参加した。だから全国で総勢三万人余りが集まった。大変な盛会ぶりだった。海外からの参加者は、三一カ国・地域から一五〇名以上。

* 「九条世界会議」にはノーベル平和賞受賞者が三人もかわった。

その一人は北アイルランドのマイレッド・マグワイアさん（一九七六年受賞）。「紛争は暴力ではなく、対話によって解決する。日本の憲法九条はそのような世界のモデルになる」が持論で、基調講演で「九条の世界的意義」を

強調した。

つぎはケニアの環境運動家で、日本語の「もったいない」を世界中で提唱しているワンガリ・マータイさん（〇四年受賞）。「戦争のない世界へ。すべての国が憲法九条を持つ世界へ」というメッセージを会議に寄せた。

三人目はアメリカの地雷禁止国際キャンペーンのジョーディ・ウイリアムズさん（〇五年受賞）。「地球市民の一人として、九条を支持する。九条を日本から取り除くのではなく、世界へ広げるキャンペーンをしていこう」というメッセージを会議に届けた。

* 九条世界宣言の歴史的意義

九条世界会議はつぎの三つの宣言・声明を採択し、世界に向けて発信した。特に九条世界宣言は憲法施行（一九四七年）後六〇年の歳月を経て初めての試みであり、その歴史的意義は画期的といえるだろう。

・九条世界宣言Ⅱ「九条世界会議は戦争の廃絶をめざして、九条を人類の共有財産として、武力によらない平和を地球規模で呼びかける」

・G8に対する声明Ⅱ「G8諸国（主要先進八カ国）は世界の軍事費の七〇％を支出している。軍事費を大胆に削減し、その資源を平和、開発、環境保護のために転換すること」

・核不拡散条約（NPT）再検討会議準備委員会に対する声明Ⅱ「NPT加盟の核保有国は核兵器廃絶への交渉を直ちに開始し、核軍縮と核兵器廃絶のプロセスを再生すること」

二二二世紀は「いのちの安全保障」の時代

国家を主体とする「国家の安全保障」、すなわち「軍事中心の安全保障」の時代は終わりつつある。なぜなら地球規模の多様な脅威にさらされている二二世紀には、軍事的脅威のみに視野を限定した安全保障は、時代の流れから大きくずれているからである。上述の九条世界宣言が初の試みとして打ち出されたことは、そういう時代の新しい潮流を映し出している。

しかし軍事中心の安全保障が消滅したわけではない。アメリカのブッシュ政権時代に始まったアフガニスタン、イラクへの攻撃は二〇一〇年に「米軍撤退」へと追い込まれたが、おそらくこの覇権主義、単独行動主義と形容される不当にして乱暴な軍事力行使は、後世においてアメリカ「帝国」の最後のあがきであり、帝国崩壊を促す結果になったと評されることになりはしないか。

「国家の安全保障」に代わる新しい安全保障として、人々が主体となる「人間の安全保障」が登場してきた。しかもこれは国連主導の安全保障と位置づけることができる。安全保障論の主流とみていいだろう。ただこの「人間の安全保障」は果たして万能なのだろうか。限界はないのだろうか。それが問題である。ここでは「人間の安全保障」を超える「いのちの安全保障」を提唱したい。これこそが二二世紀という時代と人類の希求を映し出した究極にして最善の安全保障観であると考ええる。

1 「人間の安全保障」を超えて

人間の安全保障論は、脅威観について軍事中心から地球規模の多様な脅威へ、さらに安全保障の主体について国家

中心から人間重視へと視点を移行させた点は高く評価できる。しかしその限界にも目を向けないわけにはいかない。

第一に人間の安全保障は国家の安全保障を補完するものとして位置づけている点である。いいかえれば軍事力中心の安全保障に疑問符を投げかけながらも、十分な軍事力離れにまでは至っていない。国連「人間の安全保障委員会」報告書（〇三年国連事務総長に提出）は例えば軍事支出の透明性について次のように述べている。

市民が力をつけ、国家の安全保障の優先事項を精査できるようになること、とくに「人間の安全保障」の他の課題との比較で軍事費について考えられるようになることが重要である。国家は軍事支出と兵器装備を中心に国民への報告の透明性を高めるべきである、と。

〈安原のコメント〉

報告書では核を含む大量破壊兵器や通常兵器の拡散あるいは不透明性から人々を保護することに重点が置かれており、大量破壊兵器の廃絶、通常兵器の顕著な削減にまでは目配りが利いていない。ここが問題である。特に核兵器については不拡散のためにも核保有大国の核廃絶の目標を明確にすることが緊急の課題である。それに軍事力の存在そのものが人々の安全にとっては脅威であるという認識も稀薄である。まして軍事同盟には軍事力神話を創作し、さらに戦争の挑発へと進む衝動が内在しており、軍事同盟が諸悪の根源にもなっているという認識は欠落している。これが人間の安全保障論の限界の一つである。

第二に経済成長、市場経済重視にこだわっていることである。

〈安原のコメント〉

「市場の働きだけでは不十分」と市場の限界に着目しながら、その一方で「市場の十二分な活用」に期待をかけ

てもいる。多様な脅威に対応し、人々の安全を確保するためには、国連「人間の安全保障委員会」報告書にあるように「教育・社会サービス、保健医療、地域社会に根ざしたケアなどの社会制度の強化」が不可欠であり、これらすべてを自由市場の機能にゆだねるわけにはいかない。

また今日の「石油依存型経済」下では経済成長をあくまでも追求するかぎり、石油確保が至上命題となってくる。『地球白書二〇〇五～〇六』の「石油需要が増し、世界が中東の埋蔵石油に集中的に依存すると、世界経済の安全はますます危うくなっていく。石油が過度に貴重で不平等に配分される商品でありつづけるかぎり、人命が奪われるなど市民の安全は悪化しつづける」という視点は重要である。石油確保に走らざるを得ない経済成長の追求そのものが今や人間の安全保障にとって脅威となってきたことを見逃してはならない。

ともかく以上二つの限界をいかに克服するかが課題で、その前方に「いのちの安全保障」が登場してくる。

2 「いのちの安全保障」の特質

いのちの安全保障の特質はなにか。人間の安全保障の特質を継承発展させながら、人間の安全保障を超える次元で構想する。その柱は次の六つである。

- * 人間にかぎらず、自然、動植物を含めて、地球上の生きとし生けるものすべてのいのちを尊重すること。
- * 平和Ⅱ非戦という狭い平和観を超えて、平和Ⅱ非暴力という広い平和観に立つこと。
- * 平和共存権を重視すること。ただし世界の人々だけの平和共存権に視野を限定しないで、人間と自然の双方の平和共存権を重視すること。
- * 軍事力神話の時代は終わったという認識に立って、非武装中立の立場を打ち出すこと。

* 平和をつくるための構造変革、すなわち「簡素な経済」をつくる構造変革をすすめること。

* いのちの安全保障の思想的基盤として仏教経済思想を据えること。

以下にそれぞれの柱について説明を加えたい。

● 地球上の生きとし生けるものすべてのいのちを尊重すること

「人間の安全保障」はあくまでも人間のいのちと安全に重点を置いている。しかしこれでは人間のいのちを守り、安全を達成することは困難になってきている。なぜなら地球は人間のいのちも自然（生態系）のいのちも合体した広大な生命共同体であり、その共同体丸ごとのいのちを守らなければ、人間のいのちも安全も危ういからである。

巨大な様々な自然災害が人間社会に襲いかかり、数え切れないほどの多くの人命が犠牲になっている。自然からの逆襲が始まったのである。人間が文明の美名の下に自然を開発・汚染・破壊し、自然のいのちを犠牲にし、枯渇させてきたことの報いであり、自業自得というべきである。今日の地球環境時代とはそういういのちの再生をどのようにして達成するかが重要な課題となってきた時代である。すべてのいのちを尊重する思想と実践を共有することから再生を開始する以外に妙手はない。

● 平和≠非暴力という広い平和観に立つこと

「平和≠非戦」という従来の平和観は視野が狭い。なるほど戦争や武力紛争さえ防止できれば、世の中は平和だと考えるのも一理ある。しかし一面的ではないだろうか。というのはいのちや安全を壊すものは戦争や紛争だけではなく、様々な暴力の日常化こそがいのちや安全さらに生活にとって大きな脅威となっているからである。

日常化している暴力は凶悪犯罪、自殺、交通事故死、企業倒産、失業、疾病、貧困、人権抑圧、差別などから地

球規模の環境汚染・破壊、さらに異常な気候変動による台風・洪水・津波など自然災害の大規模化に至るまで多様である。もう一つ、石油など自然資源の無用な開発・収奪も暴力としてとらえたい。このような戦争も含む多様な暴力を追放した状態、つまり「非暴力Ⅱ平和」という広い平和観に立たなければ、日常化した脅威に対応できない。まさに「守る平和」から「創る平和」への転換が求められているのである。

● 人間と自然の平和共存権を重視すること

日本国憲法は前文で「日本国民は、恒久の平和を念願し、(中略)全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と宣言している。この平和的生存権は世界のすべての人々に共有できる平和的共存権につながっている。重要なことは、この平和的共存権を世界の人々の間だけにとどめないで、自然も包み込んだ共存権にまで発展させることである。

人間に基本的人権があることは常識だが、最近では「自然の権利」に関心が集まっている。これは動植物も含めた自然が本来持っている存在権、生存権、さらに生命権であり、人間のためではなく、自然それ自体のために持っている権利のことである。こういう考え方に立てば、平和的共存権も当然のことに自然にも認める必要がある。人間も自然もいのちあるものすべてに平和的共存権を認め、それを重視するのが「いのちの安全保障」の一つの眼目である。

● 非武装中立の立場を打ち出すこと

「人間の安全保障」は「国家の安全保障」を補完する性質のものだから、非武装中立を主張する立場ではない。しかし軍事力はもはや有害無益であり、軍事力神話の時代は終わったという認識に立てば、戦略目標は非武装中立への道以外にはあり得ない。問題はそれに向かってなにをなすべきかであろう。

緊急の課題は年間二兆ドル（二〇一一年二月末現在一ドル＝八三円として約一七〇兆円、うち米国はおよそ半額の八五兆円）を超える世界の軍事費をいかにして軍事以外の平和活用に振り向けるかである。貧困や飢餓を二〇一五年までに半減させることなどを掲げている国連のミレニアム開発目標を達成するためにも軍事費の平和活用は不可欠である。さらに核兵器の廃絶と不拡散、通常軍事力の大幅削減、海外米軍基地の撤去、軍事同盟の解消、非武装の東アジア平和同盟の締結、軍産複合体の解体などの難問が山積している。しかしこの困難な課題から目をそらしてはならない。それがいのちの安全保障の立場である。

● 「簡素な経済」をつくる構造変革を進めること

いのちの安全保障は、望ましい平和経済のあり方として「簡素な経済」（シンプルエコノミー）の構築を提唱する。その基本となるのが脱「石油浪費経済」であり、エネルギー（日本は石油の九割を中東地域に依存）の大量海外依存型構造を変革することである。そのためには経済全体を環境破壊・浪費型の生産・消費から環境保全・節約型へと変革しなければならない。

石油確保に固執することは、しばしば武力行使を伴う。アメリカのイラク攻撃と日本の協力・参戦の背景に「石油資源の確保は国益」という考えがひそんでいた。恒常的な石油不足時代の到来はそう遠い未来のことではない。武力行使も含めて石油争奪戦が激化し、石油価格が高騰する。そういう石油浪費経済の行く末を示す兆候はすでに顕著になっている。原子力エネルギーも安全とは無縁であり、リスクが大きすぎる。だからこそエネルギー源が豊富で国産可能な自然エネルギー（風力、太陽光発電など）への転換を急がなければならない。

簡素な経済は、同時に脱「成長経済」をめざすが、決して貧しい社会ではない。経済成長という量の拡大とは無縁であるものの、質の充実した社会、分かりやすくいえば、「いのち、非暴力を重視し、住み良い、生きがいのあ

る幸せな社会」をつくっていく。

● 思想的基盤として仏教経済思想を据えること (三) いのちの安全保障と仏教経済思想・参照)

三 いのちの安全保障と仏教経済思想

いのちの安全保障の思想的土台となっているのが、仏教である。仏教の開祖、釈迦は暴力といのちについて次のように述べている。(中村元訳『ブッダの真理のことば 感興のことば』の「真理のことば」第一〇章から)

「すべての者は暴力におびえ、すべての者は死をおそれる。己が身をひきくらべて、殺してはならぬ。殺させしめてはならぬ」

「すべての者は暴力におびえる。すべてののへ生きものゝにとって生命は愛しい。己が身をひきくらべて、殺してはならぬ。殺させしめてはならぬ」

ここに自己のいのちが大切であれば、人のいのちも大事にしなければならぬという仏教思想の「いのち尊重」の原点がある。特に重要なことばは「殺させしめてはならぬ」である。これについて次のような受け止め方がある。殺す暴力だけでなく、殺し合いを強いられる暴力、すなわち殺させるものと殺させられるものとの社会的不公平・支配被支配関係を前提する暴力―その代表は徴兵された兵士たち―についても戒められている。私が殺されたくないのだから、私はだれも殺さないようにしよう、というのは、いわば個人的な決意の問題であるが、「殺させしめてはならぬ」というのは、それを表現しようとすれば、殺し合いを強いることが不可能な社会の仕組みをも

視野に入れなければならない。

釈迦のことばは、(中略) 実に社会的なものであったのだ。このことばに従うかぎり、仏教は暴力と戦争に反対する宗教である。(菱木政晴著『非戦と仏教』から)

いのち尊重と非暴力の実践を眼目とする「いのちの安全保障」の思想的出発点はここにある。仏教本来の「いのち尊重と非暴力」の理念をしっかりと認識する必要がある。

いのちの尊重と非暴力と平和

仏教のいのちの尊重とはなにを含意しているのか。まず生命尊重(＝生命中心主義)と人間尊重(＝人間中心主義)とは質的に異なっていることを指摘したい。仏教思想でのいのちとは人間に限らず、地球上の生きとし生けるものすべてのいのちを指している。人間も動植物も平等であり、人間だけが格別上位に位置しているわけではない。これが仏教思想の生命中心主義であり、平等観である。これに対し人間を万物の霊長として自然、動植物を支配する地位に押し上げているのがキリスト教的人間中心主義といえる。キリスト教の世界である欧米では生きとし生けるものすべてのいのちではなく、「人間のいのちの尊厳」がしばしば強調される。「人間の安全保障」がキリスト教の世界に根ざしているのに対し、「いのちの安全保障」は仏教の世界が故郷である。

仏教といのち尊重・非暴力とは具体的にどういう関係にあるのか。仏教に不殺生戒があり、人を殺すことはもちろんだが、それ以外の無益な殺生を厳しく戒めている。人間は他の動植物のいのちをいただいて生かされているのだから、生きていくためには心ならずも殺生は避けられない。しかしそれは最小限度内に抑えるべきであり、それを超える無益な殺生は許されないと考えるのが仏教である。

もう一つ、仏教が説く不偷盜戒は、盗むことを戒めている。人のものを盗んではならないことは常識だが、ここ

では盗むことを浪費、収奪も含めてもっと広い意味に理解したい。

大量生産―大量消費―大量廃棄という成長追求型経済をめざす構造の中での物的資源、エネルギーの浪費は自然からの必要以上の無用な収奪であり、不倫盗戒に反する。経済のグローバル化と競争の激化を背景に生み出される失業と不完全就業による人的資源の浪費にしても、人から仕事の機会を奪うのだから、これも不倫盗戒に反する。こういう考え方に立てば、大量の兵器を作ったり、資源、エネルギーを浪費したり、安易に人員整理を行ったりする企業は「泥棒会社」と呼んで差し支えないのではないか。仏教はそれを戒めているのである。

非暴力すなわち平和とは、単にテロ、紛争、戦争がない状態を指しているだけではない。多様な自然、資源、エネルギーに対する収奪、浪費さらに人間性の否定を排し、同時にそれらを活かすことを仏教は教えている。仏教経済思想は、そういう仏教の視点を重視する。

四 「日米安保」から日米平和友好体制へ歴史的転換を

わが国憲法九条（戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認）の平和（＝非暴力）理念に対する世界の期待が大きい。それだけに、日本の非武装中立の具体化は、日本が世界の対立と恐怖を超えて、和解と共生を促す道しるべとなつて尊敬を得るだけでなく、地球環境保全優先時代の平和を確保する上で先導的役割を果たすことにもなるだろう。そのためにも日米安保の破棄・解体は不可欠である。

1 日米安保体制は諸悪の根源

ここで日米安保体制の実態とその破棄・解体策について言及しておきたい。

日米安保体制は諸悪の根源といえる。なぜそういえるのか。まず日米安保体制は、以下のように日米間の軍事同盟と経済同盟の二つの同盟の土台となっていることを強調したい。この二つの同盟が「車の両輪」となって新自由主義（＝新保守主義）路線（軍事力による覇権主義と経済面での市場原理主義）という名の「構造的暴力」の根拠地となっている。諸悪の根源というほかないだろう。

* 「軍事同盟」としての日米安保体制

軍事同盟は安保条約三条「自衛力の維持発展」、五条「共同防衛」、六条「基地の許与」などから規定されている。特に三条の「自衛力の維持発展」を日本政府は忠実に守り、いまや米国に次いで世界有数の強力な軍事力を保有している。これが憲法九条の「戦力不保持」を骨抜きにしている元凶である。

しかも一九六〇年、旧安保から現在の新安保に改定された当初は対象区域が「極東」に限定されていたが、今では変質し、「世界の中の安保」をめざすに至った。その節目となったのが一九九六年四月の日米首脳会談（橋本龍太郎首相とクリントン大統領との会談）で合意した「日米安保共同宣言——二十一世紀に向けての同盟」で、「地球規模の日米協力」をうたった。

これは「安保の再定義」ともいわれ、解釈改憲と同様に条文は何一つ変更しないで、実質的な内容を大幅に変えていく手法である。この再定義が地球規模での「テロとの戦い」に日本が参加していく布石となった。米国の覇権主義にもとづくアフガニスタン、イラク攻撃に同調し、自衛隊を派兵したのも、この安保の再定義が背景にある。

さらに日米両政府は二〇〇五年一〇月、日米安全保障協議委員会（委員はライス国務長官、ラムズフェルド国防長官、町村外相、大野防衛庁長官）を開き、「米軍再編中間報告」で合意し、これを「日米同盟・未来のための変革と再編」として公表した。その主な具体策は次の通り。

・地球規模での軍事協力の推進⇨弾道ミサイル防衛、テロ対策、情報・監視・偵察活動、補給・整備・輸送などの後方支援活動、港湾・空港・道路・水域・空域及び周波数帯の使用など

・日本が米軍に対し「追加的かつ補完的な能力」の提供⇨横田基地への共同統合運用調整所の新設と航空自衛隊司令部の移転、キャンプ座間への米陸軍と陸上自衛隊の司令部設置、厚木基地の空母艦載機を岩国基地に移転、沖縄の米軍普天間基地に代わる新基地を辺野古・キャンプ・シュワブ沿岸に建設。このほか米海兵隊の第三海兵遠征軍司令部のグアムへの移転

こうして軍事同盟としての安保体制は、米国の軍事力による覇権主義を行使するために「日米の軍事一体化」、すなわち沖縄をはじめとする広大な在日米軍基地網を足場に日本が対米協力を勤しむ巨大な軍事的暴力装置となっている。

* 「経済同盟」としての日米安保体制

安保条約二条（経済的協力の促進）は、「自由な諸制度を強化する」、「両国の国際経済政策における食い違いを除く」、「経済的協力を促進する」などを規定している。「自由な諸制度の強化」とは資本主義的市場経済の強化を意味しており、また「両国の国際経済政策における食い違いを除く」は米国主導の政策実施にほかならない。

だから経済同盟としての安保体制は、一九八〇年代初頭から米国主導で始まった新自由主義（金融・資本の自由化、郵政の民営化など市場原理主義の実施）による弱肉強食、つまり勝ち組、負け組に区分けする強者優先の原理がごり押しされ、自殺、貧困、格差、差別、人権無視、疎外の拡大などをもたらす米日共同の経済的暴力装置となっている。それを背景に日本列島上では殺人などの暴力が日常茶飯事となっている。

これが憲法一三条の「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」、二五条の「生存権、国の生存権保障

義務」、二七条の「労働の権利・義務」を蔑ろにしている元凶といえる。

2 安保条約の一方的破棄と「新時代・日本」の夜明け

自民党政権時代には日本政府は機会あるごとに「日米同盟堅持」を強調してきた。民主党政権が誕生して以降は「日米同盟深化」が強調される。これは、以上のような特質をもつ軍事・経済同盟の深化を意味する。

重要なことは、最高法規である平和憲法体制と条約にすぎない日米安保体制が根本的に矛盾しているにもかかわらず日米安保が優先され、憲法の平和・生活理念が空洞化している現実である。つまり日本の国としてのありかたの土台、根本原理が蝕まれているわけで、ここに日本の政治、経済、社会の腐朽、不正、偽装の根因がある。

こういう暴力装置としての日米同盟、すなわち日米安保体制が諸悪の根源と化している以上、その解体を視野に入れておくべき時が来たと認識し、自覚すべきではないか。その有力な手だてとして、平和（＝非暴力）と平等互恵を原則とする「日米平和友好条約」へ切り替えていくことを展望する必要がある。

日米安保体制といえども、決して聖域ではない。不都合であれば、国民の多数意思によって告別式を執り行う以外に妙策はない。安保条約一〇条（有効期限）に「条約は、いずれの締約国も終了させる意思を相手国に通告でき、その後一年で終了する」と一方的破棄が可能な規定となっていることを認識したい。つまり米国側の同意なしに主体的に破棄・解体に取り組むことができるわけで、国民の間に対米従属意識が根強い現状を今後どう変革していくかが大きな鍵となる。ただ歴史は大方の予測を超えて激変する可能性もある。「ベルリンの壁」の崩壊（一九八九年）が現代史における急変の具体例である。日米安保の解体は新時代・日本の夜明けを告げることになるだろう。

そのとき、仏教経済学としてどういう貢献を果たすことが期待できるか。私の唱える仏教経済学は八つのキーワード——いのち尊重、非暴力（＝平和）、知足、共生、簡素、利他、多様性、持続性——を掲げている。日本列島上に限らず、地球上の岩盤にこの八つのキーワードが根づいて開花する日の遠くないことを祈りたい。

（二〇一二年二月記）

参考資料・文献

- 人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』（朝日新聞社、二〇〇四年）
 ヨハン・ガルトウング著／高柳先男ほか訳『構造的暴力と平和』（中央大学出版部、初版第一刷一九九一年）
 中村元訳『ブッダの真理のことば 感興のことば』（岩波文庫、一九七八年）
 菱木政春著『非戦と仏教——批判原理としての浄土——からの問い』（白澤社、二〇〇五年）
 安保破棄中央実行委員会編『資料と解説 日米同盟を読み解く』（学習の友社、二〇一〇年）
 塩川喜信編集『沖繩と日米安保 問題の核心点は何か』（社会評論社、二〇一〇年）
 笹本 潤著『世界の「平和憲法」 新たな挑戦』（大月書店、二〇一〇年）
 安原和雄『憲法九条を「世界の宝」にしよう——脱「日米安保体制」をめざして』（足利工業大学研究誌『東洋文化』第二八号、平成二十一年）
 同『「いのちの安全保障」を提唱する——軍事力神話の時代は終わった』（同『東洋文化』第二五号、平成十八年）

以上